平成２３年（フ）第５４７９号
東京都品川区中延６丁目９―10―101
債務者　田村　郁清
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４８０号
東京都足立区一ツ家２丁目３―10―203
債務者　飯塚　里美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１６号
東京都小平市学園東町１丁目11―８―102
債務者　八重樫佳孝
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３３号
東京都世田谷区松原１丁目56―23―221
債務者　大庭　範人
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３８号
東京都墨田区立花４丁目35―２―２号室
債務者　塔崎　隆行
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４１号
東京都杉並区高円寺南２丁目24―20志田方
債務者　盛田　砂織
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４４号
東京都練馬区大泉町４丁目49―７
債務者　松山真紀子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４５号
埼玉県所沢市松が丘２丁目13―９
債務者　松井　奈々
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５８号
東京都日野市新町１丁目13　日野新町１丁目アパート８―206
債務者　坂口しおり
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６０号
東京都世田谷区上北沢４丁目35―15―303大野方
債務者　国村　綾子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６２号
東京都北区中十条３丁目35―30―101
債務者　三浦　真紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６４号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目９―20―102
債務者　福元　輝子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６５号
東京都墨田区文花１丁目26―25―410
債務者　溝口　広美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６８号
東京都練馬区南大泉１丁目６―43
債務者　宮木八重子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５７０号
千葉県市川市相之川２丁目11―９―106
債務者　梅沢茂こと　李　　龍三
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５７３号
東京都大田区南蒲田３丁目３―19―102
債務者　鍛冶場　尚
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部